

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第2号

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後																																														
<p>（手数料及び使用料の額）</p> <p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1 理 化学 試験</td> <td>(1) 定性分析 (工業関係) ア～オ 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>ア エックス線回折</u></td> <td><u>1 件</u></td> <td><u>3,100円</u></td> </tr> <tr> <td><u>イ 蛍光エックス線分析</u></td> <td><u>〃</u></td> <td><u>4,300円</u></td> </tr> <tr> <td>ウ～オ 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2) 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(3) 物理試験 (工業関係) ア～ス 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>				区分	項目	単位	金額	1 理 化学 試験	(1) 定性分析 (工業関係) ア～オ 略	略	略	<u>ア エックス線回折</u>	<u>1 件</u>	<u>3,100円</u>	<u>イ 蛍光エックス線分析</u>	<u>〃</u>	<u>4,300円</u>	ウ～オ 略	略	略	(2) 略	略	略	(3) 物理試験 (工業関係) ア～ス 略	略	略	<p>（手数料及び使用料の額）</p> <p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1 理 化学 試験</td> <td>(1) 定性分析 (工業関係) ア～オ 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>ア 蛍光エックス線分析</u></td> <td><u>1 件</u></td> <td><u>4,300円</u></td> </tr> <tr> <td><u>イ～エ 略</u></td> <td><u>略</u></td> <td><u>略</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(3) 物理試験 (工業関係) ア～ス 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>				区分	項目	単位	金額	1 理 化学 試験	(1) 定性分析 (工業関係) ア～オ 略	略	略	<u>ア 蛍光エックス線分析</u>	<u>1 件</u>	<u>4,300円</u>	<u>イ～エ 略</u>	<u>略</u>	<u>略</u>	(2) 略	略	略	(3) 物理試験 (工業関係) ア～ス 略	略	略
区分	項目	単位	金額																																															
1 理 化学 試験	(1) 定性分析 (工業関係) ア～オ 略	略	略																																															
	<u>ア エックス線回折</u>	<u>1 件</u>	<u>3,100円</u>																																															
	<u>イ 蛍光エックス線分析</u>	<u>〃</u>	<u>4,300円</u>																																															
	ウ～オ 略	略	略																																															
	(2) 略	略	略																																															
	(3) 物理試験 (工業関係) ア～ス 略	略	略																																															
区分	項目	単位	金額																																															
1 理 化学 試験	(1) 定性分析 (工業関係) ア～オ 略	略	略																																															
	<u>ア 蛍光エックス線分析</u>	<u>1 件</u>	<u>4,300円</u>																																															
	<u>イ～エ 略</u>	<u>略</u>	<u>略</u>																																															
	(2) 略	略	略																																															
	(3) 物理試験 (工業関係) ア～ス 略	略	略																																															

改正前				改正後			
	(窯業関係)				(窯業関係)		
	ア～オ 略	略	略		ア～オ 略	略	略
	カ・ <u>キ</u> 略	略	略		<u>カ エックス線回折</u>	<u>〃</u>	<u>3,100円</u>
	キ・ <u>ク</u> 略	略	略		キ・ <u>ク</u> 略	略	略
2～7 略				2～7 略			
使用料				使用料			
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県工鉋業試験手数料及び使用料条例施行規則第2条の規定は、平成28年4月1日から適用する。